

○厚生労働省告示第七十八号

職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四十八条及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第七条の規定に基づき、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務等に関して適切に対処するための指針及び青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する告示を次のように定め、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年三月三十日）から適用する。

平成三十一年三月二十日

厚生労働大臣 根本 匠

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針及び青少年の雇

用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する告示

（職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取り扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針の一部改正）

第一条 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取り扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第百四十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第五 法第三十三条の五に関する事項（職業紹介事業者の責務）等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職業紹介事業者における求人の申込みの受理に関する事項</p> <p>(一) 職業紹介事業者は、原則として、求人者に対し、求人の申込みが法第五条の五第一項各号のいずれかに該当するか否かを申告させるべきこと。</p> <p>(二) 職業紹介事業者は、求人者の申込みが法第五条の五第一項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人者の申込みを受理しないことが望ましいこと。</p> <p>三 九 (略)</p> <p>十 職業紹介事業者が行う離職状況に係る調査に関する事項</p> <p>(一) 職業紹介事業者は、法第三十二条の十六第三項の規定による情報の提供を行うに当たり、その紹介により就職した者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下この十において「無期雇用就職者」という。）が職業安定法施行規則第二十四条の八第三項第二号に規定する者に該当するかどうかを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し、必要な調査を行わなければならないこと。</p> <p>(二) (略)</p>	<p>第五 法第三十三条の五に関する事項（職業紹介事業者の責務）等</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 八 (略)</p> <p>九 職業紹介事業者が行う離職状況に係る調査に関する事項</p> <p>(一) 職業紹介事業者は、法第三十二条の十六第三項の規定による情報の提供を行うに当たり、その紹介により就職した者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下この九において「無期雇用就職者」という。）が職業安定法施行規則第二十四条の八第三項第二号に規定する者に該当するかどうかを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し、必要な調査を行わなければならないこと。</p> <p>(二) (略)</p>

(青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部改正)

第二条 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針(平成二十七年厚生労働省告示第四百六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

第四 特定地方公共団体及び職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置

青少年の就職支援並びに職業能力の開発及び向上に携わる主な関係者として、特定地方公共団体及び職業紹介事業者等は、青少年が安定的な就業機会を得て、職場定着及びキャリアアップを實現できるような、次に掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、第二の一の(一)に掲げる事項が適切に履行されるよう、必要な措置を講ずること。

一〇四 (略)

(削る)

八 五〇七 (略)

その他の各関係者が講ずべき措置

一から七までに定めるもののほか、他の法令、指針等に基づく措置にも留意しながら、全ての関係者は、青少年の希望及び状況に応じ、その雇用機会の確保及び職場定着の促進のために必要な支援を適切に行うこと。

改正前

第四 特定地方公共団体及び職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置

青少年の就職支援並びに職業能力の開発及び向上に携わる主な関係者として、特定地方公共団体及び職業紹介事業者等は、青少年が安定的な就業機会を得て、職場定着及びキャリアアップを實現できるような、次に掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、第二の一の(一)に掲げる事項が適切に履行されるよう、必要な措置を講ずること。

一〇四 (略)

五 労働関係法令違反の求人者への対応

学校卒業見込者等の適職選択の観点から、特定地方公共団体及び職業紹介事業者においても、法第十一条に規定する公共職業安定所における求人者の不受理に準じた取組を進めるため、職業安定法第五条の五の規定の趣旨及び求職者の就業機会の確保に留意しつつ、法第十一条に基づき公共職業安定所が不受理とすることができるところから、学校卒業見込者等求人は取り扱わないよう、職業安定法第二十九条第三項、第三十二条の十二第一項(同法第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)又は第三十三条の二第五項に規定する職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出を行うことが望ましいこと。

九 六〇八 (略)

その他の各関係者が講ずべき措置

一から八までに定めるもののほか、他の法令、指針等に基づく措置にも留意しながら、全ての関係者は、青少年の希望及び状況に応じ、その雇用機会の確保及び職場定着の促進のために必要な支援を適切に行うこと。

